【資料５】　大学生等への情報発信事業業務委託　企画提案競技評価票

評価項目	評価内容	評価内容の観点	評価点
事業実施の方向性・実施体制	・事業目的との整合性 ・提案内容の実施体制	○大学生等への情報発信に向けて、事業の明確な方向性や考え方が示されているか。 ○仕様書の趣旨に適った提案となっているか。 ○提案内容を実施する十分な体制が確立されているか。	10
事業の有効性	・提案内容の有効性	○ターゲットのニーズをしっかり捉えられているか。 ○提案内容について、大学生等が読んでみたいと思える魅力的な記事や画面が考えられているか。 ○発信する情報が大学生等に伝わるような文面・構成になっているか。 ○継続的な閲覧を喚起させるための効果が期待できるような取組や工夫が考えられているか。 ○若年層に知名度のあるインフルエンサーを提案しているか。 ○事業の評価・分析を着実に行うことができるか。	25
事業の実現性	・応募計画の具体性と実現性	○提案内容は、抽象的でなく、具体的な内容及びスケジュールとなっているか。 ○提案者の有する資源に基づき、提案内容を効率的に実現できるか。 ○過去に同種の業務内容について受託実績があり、しっかりと成果を上げているか。	15
学生に対するわかりやすさ	・わかりやすい表現・操作への配慮	○多数の大学生等が読みやすい工夫がなされているか。 ○作成する記事を閲覧するまでの導線などが考慮されているか。	20
経費の妥当性	・適切な経費積算 ・経費単価の妥当性	○経費の積算に当たり、全ての業務について、過不足なく項目出しと数量計上を行っているか。 ○各経費の積算単価は、適正な見積のもとに算定され、妥当なものとなっているか。	10
総合評価	・独自の提案内容等の有無	○提案内容について、提案者の独自性が盛り込まれているか。 ○その他、特別考慮できるような加点要素があるか。	10
賃金水準の向上	・下記配点表を参照	○下記配点表を参照	5
女性の活躍推進	・下記配点表を参照	○下記配点表を参照	5
合計			100

○提案事業者の「賃金水準の向上」に係る取組の配点表

大区分	小区分	配点	
役員及び従業員の給与等受給者一人当たりの平均給与額又は役員を除く従業員の給与等受給者一人当たりの平均給与額の対前年増加率　※1	1.50%以上	3	最大 5
	2.00%以上	4	
	3.00%以上	5	
「パートナーシップ構築宣言」の作成・公表		0.5	

※1　所得税法第226条第１項の規定に基づく「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」又は税理士又は公認会計士等の第三者による「賃上げ実績を確認できる書類（任意様式又は参考様式）」により次のとおり確認する。
- 「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」の「１給与所得の源泉徴収票合計表（375）」における区分「Ａ俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」欄に記載の金額を「人員」欄に記載の人数で除した金額により比較する。
- 秋田県内にある支店、営業所等を県域で一つの事業者として給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表に準じて、給与等受給者一人当たりの平均給与額により比較する。
- 「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」の「１給与所得の源泉徴収票合計表（375）」における区分「Ａ俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」から役員報酬を除き、また、「人員」から役員を除いた人数で除した金額により比較する。
- 秋田県内にある支店、営業所等を県域で一つの事業者として税理士又は公認会計士等の第三者による「賃上げ実績を確認できる書類（任意様式又は参考様式）」に準じて、役員を除く従業員の給与等受給者一人当たりの平均給与額により比較する。
- 内閣府及び中小企業庁等が管理する「「『パートナーシップ構築宣言』ポータルサイト」の 登録企業リスト」に掲載している各企業のパートナーシップ構築宣言」の写しを提出のうえ、同ポータルサイトのリストに当該事業者があるか確認する。

○提案事業者の「女性の活躍推進」に係る取組の配点表

大区分	小区分		配点	
一般事業主行動計画の策定・届出	従業員数100 人以下の企業	女活法　※2	各0.25	最大 0.5
		次世代法　※2		
えるぼしチャレンジ企業認定　※1			1	最大 3
法令に基づく認定	女活法　※2	えるぼし	1.5	
		プラチナえるぼし	2	
	次世代法　※2	くるみん	1.5	
		プラチナくるみん	2	
	若者雇用促進法　※2	ユースエール	0.5	
秋田県知事表彰の受賞	女性活躍・両立支援企業表彰※3		各0.5	最大 1
	女性の活躍推進企業表彰※3			
	子ども・子育て支援知事表彰※3			
	男女共同参画社会つくり表彰			

※1　「えるぼしチャレンジ企業認定」は、令和４年５月から県が新たに認定する制度で、主な要件は、えるぼし認定基準に掲げる「女性の採用」や「女性の管理職比率」等の数値目標を１つ以上達成し、えるぼしの取得を目指した実施計画を有する中小企業を対象としている。
なお、「法令に基づく認定（女活法）」に該当する場合は、「えるぼしチャレンジ企業認定」の配点は行わないものとする。
※2　女活法：女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27 年法律第64 号）
次世代法：次世代育成支援対策推進法（平成15 年法律第120 号）
若者雇用促進法：青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45 年法律第98 号）
※3　「女性の活躍推進企業表彰」及び「子ども・子育て支援知事表彰」を統合して令和７年度から「女性活躍・両立支援企業表彰」として実施する。